

1. 研究課題名

外傷・死亡と飲酒との関係に関するデータ収集と解析

2. 研究の目的・意義

WHO 戦略において、飲酒と死因との関係や外傷との関係を明らかにすることは極めて重要とされている。しかしながら、わが国においてその実態すら明らかではない。そこで、この研究では、死亡例に着目して飲酒と死因との関係と、飲酒と外傷との関係についてデータを収集し解析を行い、わが国における保健行政へ反映させることを目指すとともに諸外国と比較して課題を抽出する。大阪大学医学研究科法医学教室が中心となって実施する多施設共同研究に参加するものである。

3. 研究予定期間

平成28年7月20日（大学院生命科学研究部長承認の日）から平成32年3月31日まで。

4. 研究方法

大阪大学を中心に実施される多施設共同研究である。参加する研究機関は大阪大学、札幌医科大学、東京医科歯科大学、奈良県立医科大学、鳥取大学、香川大学、山口大学、熊本大学、大阪府監察医務院である。

熊本大学大学院生命科学研究部法医学分野で2012年以降に実施された法医解剖（司法解剖・行政（承諾）解剖・調査解剖）より、次の情報を抽出し解析する。新たな侵襲性や介入はない。

解剖記録より、解剖した月、年齢、性別、死因、解剖時の死後経過時間、死亡までの時間、体内エタノール濃度、損傷データを抽出する。損傷データはAIS90にしたがってコード化をしてISSスコアを算出する。

データは連結不可能匿名化した上で、死因と飲酒との関係、飲酒と外傷との関係を当機関でのデータについて解析するとともに、大阪大学医学研究科法医学教室にデータを送付し解析する。

5. 倫理的事項

（1）研究に関する倫理指針の遵守

本研究は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日）」に基づく倫理的原則、および本研究計画書を遵守して実施する。

（2）倫理審査委員会

既に大阪大学倫理委員会で承認済みである。熊本大学で実施した法医解剖事例

に対しては、さらに倫理審査を熊本大学大学院生命科学研究部に申請し承認されている。

6. 研究対象者の保護

司法解剖は刑事訴訟法に基づいて、調査（新法）解剖は「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づいて嘱託を受けて実施している。また、行政（承諾）解剖は、遺族の承諾を受け解剖を実施している。解剖に伴う検体と情報の取り扱いについては、「法医解剖において採取した検体と情報の取り扱い」にて説明を実施しており、同文書をウェブページに公開する。また、研究の中止、発表内容の訂正を希望する場合の対応についても同文書に記載している。本研究結果の公表においては、連結不可能匿名化したデータを使用し個人が特定されるような情報は発表しない。

7. その他

本研究に要する費用は、大学運営経費、受託研究費、寄附金をもって充てる。本研究に携わる全研究者と資金提供者との間に利害関係はない。

研究対象者について費用の負担はない。

8. 問い合わせ先

熊本大学大学院生命科学研究部法医学分野 教授 西谷 陽子
〒860-8556

熊本市中央区本荘1丁目1番1号

電話：096-373-5124